

第4章 計画の推進と評価

1 推進体制と評価

(1) 推進体制

国は、食育に関して、地域の特性を配慮し、さまざまな団体等の参加による「国民運動」として推進していくこととしています。

本市の食育についても、家庭を中心に、保育所、幼稚園、学校、地域、生産者、事業者、行政等のそれぞれの自発的意思を尊重したうえで、互いに協力・補完し合いながら「市民運動」として推進し、総合的に共通する重点目標を達成することを目指します。

(2) 関係者の役割分担

食育は、その関係する分野が保健、医療、産業振興、教育など多岐にわたることから、食育を効果的に推進していくために、食生活の基本となる家庭における食育の取り組みはもとより、学校や地域住民、ボランティア団体、食材を提供する生産者などが、それぞれの役割に応じて活動するとともに、情報を共有し、相互に連携・協働しながら食育を推進します。

ア 家庭

○食生活の基本となる家庭での食育が重要であるとの認識を持ち、食への関心を高めるとともに、栄養バランスのとれた規則正しい食生活の実践に努めます。特に子どものうちに健全な食生活確立することが大切です。

市内の関係機関や団体等が行う食育に関する取り組みに積極的に参加し、食の大切さや地産地消、旬の食品や調理方法を学び、食の知識や選択する力を習得し、望ましい食生活を実践できるようにします。

イ 行政

○食育を推進する計画等の策定に努めるとともに、地域の関係機関等と連携・協働し、地域の特性を生かした取り組みの実施に努めます。

○地域における食育の組織活動を推進するため、食生活改善推進員等の育成を行うとともに、食育に取り組む地域住民等への支援に努めます。

ウ 幼稚園・保育所・学校等

○幼稚園や保育所では、子ども達が食べる喜びや楽しさ、食べ物への興味や関心を通じて、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つよう食育を推進します。

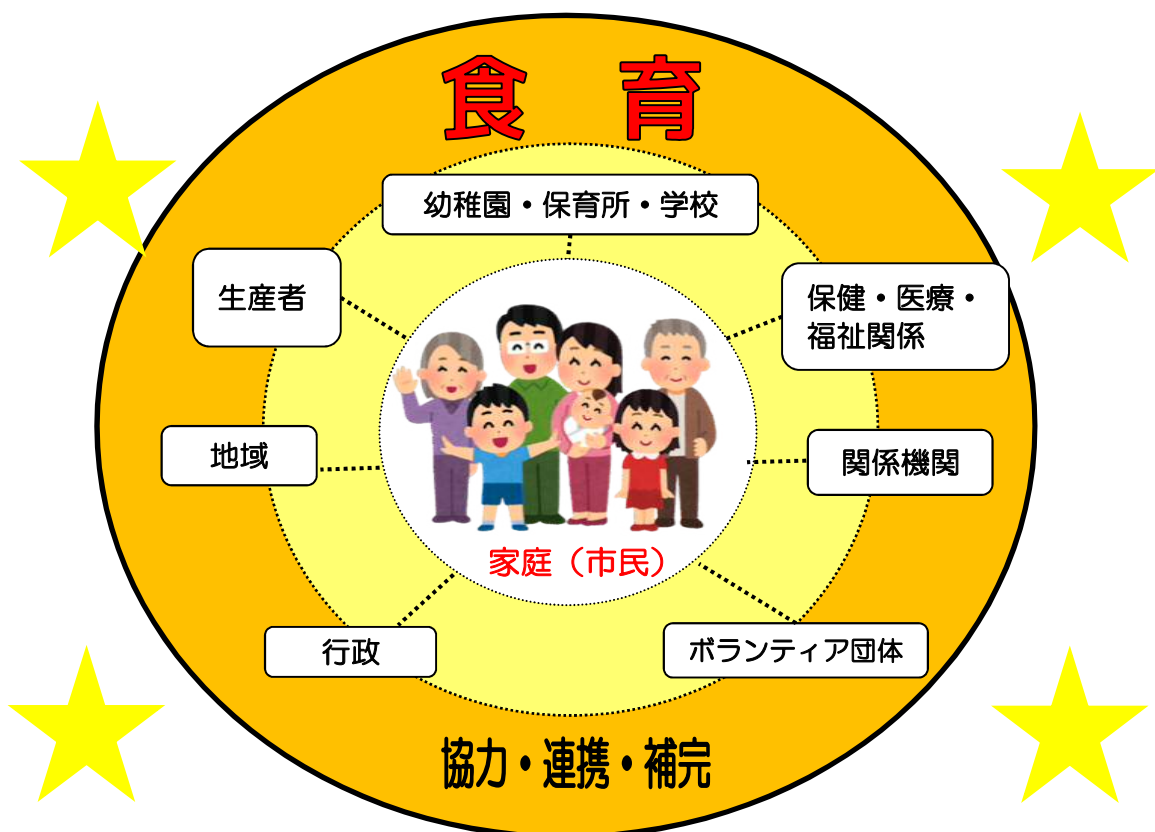
○小中学校等では、給食の時間を中心とした特別活動や家庭科及び総合的な学習の時間等の指導を相互に関連付け、学校教育活動全体を通じて食育を計画的に推進します。

エ 保健・医療・福祉関係者

- 食育の重要性について情報提供や普及啓発に努めます。
- 食に関する取り組みを通して、興味・関心を高められるよう働きかけを行います。
- 栄養バランスをはじめ、生活習慣病予防や重症化の予防など、食の関わりを通して、必要な支援を行います。

オ 生産者・事業者等

- 安心・安全な食品を提供します。
- 多様な体験や見学の機会を提供し、食に関する関心や理解を深められるように努めます。
- 地場産品等の魅力を伝えます。



（3）評価

計画では基本理念に近づけられるよう重点課題に関する目標値を設定し、令和10年度に国や市が公表している調査や北海道国保連合会で集積しているデータに基づき、客観的評価を実施し、次期計画の策定に向けた検討をします。